

大阪府地域医療再生計画

「堺市・南河内医療圏」

平成22年1月

大 阪 府

《目次》

<u>I</u>	<u>対象とする地域</u>	-----	2
<u>II</u>	<u>地域医療再生計画の期間</u>	-----	4
<u>III</u>	<u>現状の分析と課題</u>	-----	”
	【現状の分析】		
1	堺市医療圏 救急医療体制の現状	-----	”
2	堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の現状	-----	5
3	堺市医療圏 周産期医療体制の現状	-----	6
4	南河内医療圏 救急医療体制の現状	-----	”
	【課題】		
1	堺市医療圏 救急医療体制の課題	-----	7
2	堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の課題	-----	8
3	堺市医療圏 周産期医療体制の課題	-----	”
4	南河内医療圏 救急医療体制の課題	-----	9
<u>IV</u>	<u>目標</u>		
1	堺市医療圏 救急医療体制の目標	-----	”
2	堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の目標	-----	10
3	堺市医療圏 周産期医療体制の目標	-----	”
4	南河内医療圏 救急医療体制の目標	-----	”
<u>V</u>	<u>具体的な施策</u>		
1	堺市医療圏 救急医療体制の整備・強化	-----	11
	・ 救命救急センターの整備		
	・ 救急管制塔機能の整備		
	・ 二次救急医療体制連携の強化		
2	堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の整備・強化	-----	12
3	堺市医療圏 周産期医療体制の整備・強化	-----	”
4	南河内医療圏 救急医療体制の整備・強化	-----	13
<u>VI</u>	<u>地域医療再生計画終了後に実施する事業</u>	-----	”

Ⅰ 対象とする地域

本地域医療再生計画においては、堺市医療圏を中心とし、南河内医療圏を包含する地域を計画の対象地域とする。

〔対象地域の選定〕

大阪府では、急速な少子高齢化の進行や生活習慣病の増加等に伴う慢性疾患中心への疾病構造の変化、医療技術の高度化や住民の価値観の多様化など、保健医療を取り巻く構造が大きく変化している中、地域の実情に応じた効果的な医療提供システムの構築と地域における様々な分野の総合的な連携システムの確立を図ることが重要と考え、平成20年3月に「大阪府保健医療計画」（以下「保健医療計画」という。）を策定し、保健・医療・福祉の充実を目指した取り組みを進めているところである。

堺市医療圏は、府南部に位置し、面積149.99平方キロメートル、人口83万人を有する医療圏である。本圏域には44か所の病院と699か所の診療所が存在している。しかし本圏域は、府内の8医療圏のうち唯一、三次救急医療機関が設置されていない医療圏であり、救命救急センターへの搬送が必要な重篤患者は隣接する圏域の救命救急センターなどへ搬送されている。また、重症患者の受け入れ先選定に時間を要するケースも多く見られるなど救急搬送に関する課題も指摘されているところである。このため、早急に救急医療体制の再構築を図ることが求められている。

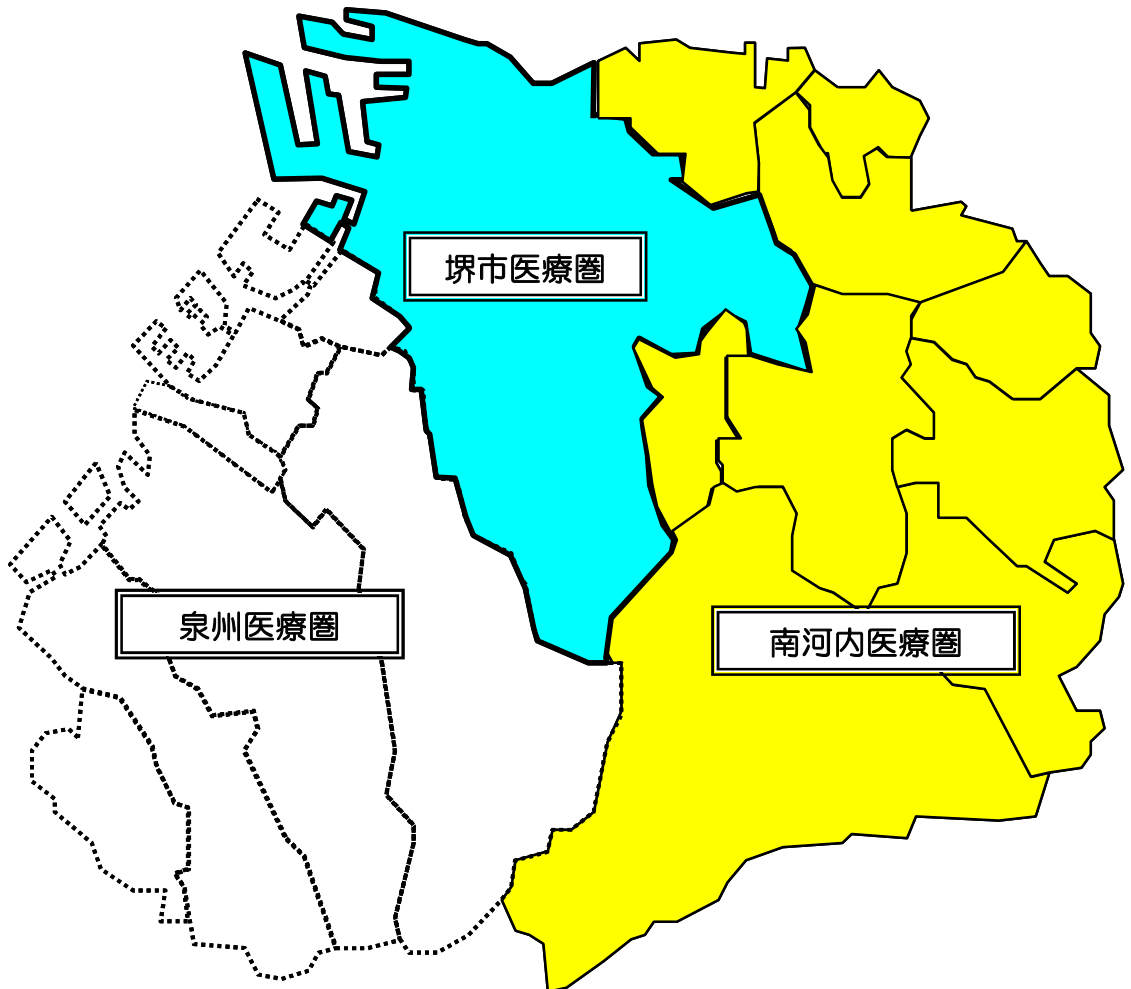
また、周産期医療においては、年間出生数に対しNICUの整備数が少なく脆弱であるため、体制の強化を図る必要がある。

一方、南河内医療圏は、府南部に位置し、堺医療圏の東部に隣接する医療圏である。面積289.93平方キロメートル、人口64万人を有する圏域である。本圏域には40か所の病院と463か所の診療所が存在している。本圏域は、保健医療計画でも記載されているとおり、脳卒中、循環器疾患など疾患によっては救急搬送の病院選定に時間を要する状況にあるなど救急医療体制において課題が指摘されているところである。

上記の両圏域については、堺市圏域の三次救急患者の多くが南河内圏域の救命救急センターに搬送されており、また、堺市圏域で発生する救急患者のうち年間約2,800人が南河内圏域の救急医療機関に搬送されている一方、南河内圏域で発生する救急患者の20%以上が堺市圏域など他圏域へ搬送されているなど、救急医療体制において密接な関連を有しているところである。

こうしたことから、本計画においては、堺市医療圏への取り組みに加え南河内圏域を包含した圏域を対象圏域とするものである。

対象圏域



	人口	面積(m ²)
堺市医療圏	83万人	149.99
南河内医療圏	64万人	289.93

堺市圏域（堺市消防局管内）における救急患者の他圏域への搬送状況（平成20年）

搬送先圏域	南河内	泉州	大阪市	その他	合計
搬送人員(人)	2,776	2,004	1,288	237	6,305

II 地域医療再生計画の期間

本地域医療再生計画は、平成22年1月8日から平成25年度末までの期間を対象として定めるものとする。

III 現状の分析と課題

【現状の分析】

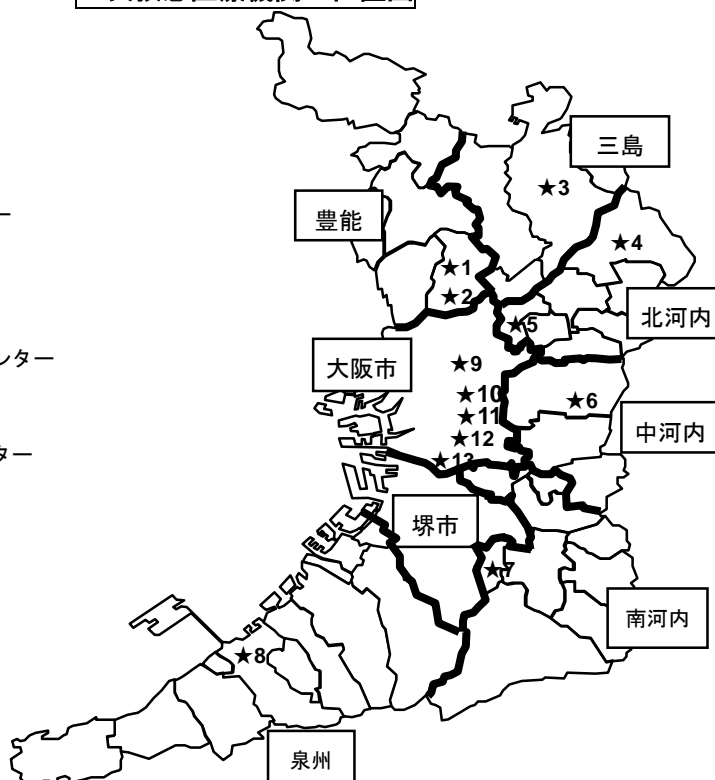
〔1 堺市医療圏 救急医療体制の現状〕

○ 圏域内に救命救急センターが設置されていないことから、本医療圏域内で発生した三次救急の対象となる患者は、医療圏外の救命救急センターへ搬送せざるを得ない状況となっており、平成20年中の堺市消防局管内における他圏域の救命救急センターへの搬送人員は290人にのぼっている。

また、平成20年中の堺市消防局管内の救急患者搬送において、他圏域においては救命救急センターへ搬送されている、重症、心肺停止状態の救命救急患者の圏域内二次救急医療機関への搬送は753人にのぼっている。

三次救急医療機関 位置図

- 1 大阪大学医学部附属病院
- 2 済生会千里病院
- 3 大阪府三島救命救急センター
- 4 関西医大附属枚方病院
- 5 関西医大附属滝井病院
- 6 大阪府立中河内救命救急センター
- 7 近畿大学医学部附属病院
- 8 大阪府立泉州救命救急センター



堺市圏域における他圏域の救命救急センターへの患者搬送状況（平成20年）

搬送先	圏域	搬送人員(人)
近畿大学医学部附属病院救命救急センター	南河内	139
府立急性期・総合医療センター救命救急センター	大阪市	106
府立泉州救命救急センター	泉州	33
その他の救命救急センター		12
合計		290

○堺市圏域の救急告示病院は23か所で、平成20年中における堺市圏域内の医療機関への救急搬送は84.5%、他の二次医療圏への搬送は15.5%であり、うち約半数は隣接の南河内圏域へ搬送されている。

○平成20年中、救急搬送時において、受入れ先への問い合わせを5回以上行わざるを得なかった割合は全体の3.8%にのぼっている。

圏域内の救急全体での平均搬送時間は21分54秒であるが、問合せを5回以上行なわざるを得なかった場合の平均搬送時間は48分04秒となっている。

○平成20年中の堺市消防局の救急搬送において病院選定までに20分以上要した人員の割合は、全搬送人員では2.7%であるが、このうち吐下血患者の搬送人員については5.8%にのぼっている。

また、救急搬送時において、受入れ先の問合せを5回以上行った人員についても、全搬送人員では3.8%であるが、このうち吐下血患者の搬送人員については10.3%となっている。

〔2 堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の現状〕

○小児初期救急医療については、平成18年6月には病院勤務医の不足により午前0時以降小児科の初期診療を受けつける医療機関（病院）が無い状態となった。このため、堺市医師会をはじめ市内で小児科診療を行っている6病院等の協力により、当面の措置として、平成18年11月から、泉北急病診療センターにおいて小児初期救急医療を午前5時まで行なっている。

- 府立母子保健総合医療センターは、堺市圏域と泉州圏域の境界地域に立地しており、同センターの患者のうち、堺市圏域の患者が占める割合は30%を超え、府内圏域で最も多い。同医療センターは総合周産期母子医療センターとして周産期の高度専門医療とともに、小児の高度専門医療を担っており、P I C U 6床、手術室7室が整備されている。

〔3 堺市医療圏 周産期医療体制の現状〕

- 堺市圏域における分娩可能な医療機関は16施設（病院7・診療所9）で、年間6千件以上の分娩に対応しているものの、年間2千件近くの分娩が他圏域の医療機関に依拠している。

○ハイリスク分娩への対応としては、ベルランド総合病院が地域周産期母子医療センター及び産婦人科診療相互援助システム（OGCS）の準基幹病院として中心的な役割を担い、また市立堺病院、大阪労災病院が産婦人科診療相互援助システム（OGCS）に参画している。これらの病院で受け入れられない超ハイリスク患者は、主として府立母子保健総合医療センターに搬送している。

- 堺市圏域のハイリスク周産期患者に対する病床の設置状況について、M F I C Uは設置がなく、N I C Uは、地域周産期母子医療センターであるベルランド総合病院に9床が稼働しているのみである。

〔4 南河内医療圏 救急医療体制の現状〕

- 近年の救急告示病院の減少、患者側の専門医志向の高まり等により、搬送先選定が困難となり、圏域を越えての搬送が日常的に起きる状況となっている。

南河内圏域の救急告示病院は19カ所で、平成20年中の救急搬送において病院選定までに要した平均照会件数は、府平均では1.6回であるが、南河内圏域では2.0回である。また、南河内圏域の救急搬送のうち圏域外への搬送は20.6%となっている。

【課題】

- ▶ 堺市圏域は、府内医療圏のうち、唯一救命救急センターがないため、重症患者は他圏域の救命救急センターへの搬送に頼っており、また、これら三次救急に搬送されるべき重症患者が圏域の二次救急医療機関に搬送せざるを得ないケースも多く、他圏域の救命救急センターのみならず当該圏域の二次救急医療機関の救急患者受入れにも影響を及ぼしている。
- ▶ また、圏域内には二次救急告示病院は23病院あるが、患者の約15%が圏域外の救急病院へ搬送されているとともに、救急搬送の際、とりわけ重症患者などについて、医療機関への搬送に時間を要するケースが見られる。
- ▶ 小児医療については、現在の泉北急病診療センターが後送病院と離れて立地していることから、1人診療による深夜帯で医師の負担が大きく、医師確保の弊害となり、ひいては住民への小児救急医療の安定的な供給の課題となっている。
- ▶ また重症小児患者の受け入れ機能を担っている府立母子保健総合医療センターは手術待機患者が150名程度存在するなど小児重症患者の受入れ体制が十分ではない。
- ▶ 加えて、周産期医療について、ハイリスク患者や母体合併症などへの医療機関の整備が十分とはいえず、早急な対応が求められている。

- ▶ 南河内圏域は、吐下血、脳卒中、心筋梗塞など救急搬送が困難となりがちな疾患について、救急搬送の病院選定に時間を要する状況にあり、救急搬送の受け入れ体制の整備が求められている。

〔1 堺市医療圏 救急医療体制の課題〕

- 堺市圏域には救命救急センターが設置されていないため、救命救急患者の搬送は隣接する南河内圏の救命救急センターを中心に、大阪市圏、泉州圏など他圏域の救命救急センターへの搬送に頼っており、搬送に時間を要するとともに、これら他圏域の救命救急センターの負担ともなっている。

また、他圏域においては救命救急センターへ搬送されている、重症や心肺停止状態の救命救急患者が、迅速な搬送を優先するためなどから堺市医療圏内の二次救急病院に搬送されているケースも多く、二次救急医療機関の負担になっているとともに、救急搬送における二次救急医療機関の受け入れ先選定に窮している原因ともなっている。

こうしたことから、本医療圏へ救命救急センターの早急な整備が求められる。

- 二次救急医療体制については、救急告示病院が23か所整備されており、入院治療、手術等が必要とされる救急患者を受け入れているが、救急搬送の受け入れ先の選定に際し、照会がスムーズに行なわれないケースが見られ、とりわけ吐下血や脳卒中、心筋梗塞など、受入れが困難となりがちな特定の疾患については、他の疾患に比べ救急搬送先の病院選定まで長い時間を要しているという状況にある。このため、これら重症患者に対する、救急医療機関の連携による受入れ体制の強化を図っていくことが求められる。

〔2 堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の課題〕

- 小児の夜間・休日の初期救急の体制整備にあたっては、急速に重篤化する症例があることを考慮する必要があることから、迅速に二次後送できる入院施設の確保が必要である。

現在、堺市圏域では泉北急病診療センターが午後9時から翌午前5時まで診療を実施し、通年で地域の夜間における小児初期救急医療を担っている。

また、泉北急病診療センターにおいて入院が必要と判断された患者は、同センターから離れて立地する二次後送病院（市内6病院の輪番制）に転送されている。特に医師が1名体制である深夜帯（0時～5時）は、入院を要するような重症度の高い患者についても、1名での診療を余儀なくされる不安を抱えており、そのことが安定的な医師確保、ひいては住民への安定的な小児救急医療の提供に向けての課題となっている。

- 府立母子保健総合医療センターでは小児重症患者の受入れを担っているが、手術室が不足していることやP I C Uの充床率が100%を超えていることなどから、手術待ち患者が150名程度生じているなど、小児重症患者の受け入れ体制が十分とはいえない状況にある。

〔3 堺市医療圏 周産期医療体制の課題〕

- 分娩において10%強を占めるハイリスク分娩への対応については、N I C Uについては国の「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書で示された出生数1万人あたり25～30床に対し、圏域では出生1万対で11.6床にすぎず、またM F I C Uについては圏域では整備されていない状況にあり、圏域内においてのN I C UおよびM F I C Uの設置が強く求められている。

- 産科合併症以外の母体合併症（母体救命）に対応可能な医療機関が圏域内になく、救命救急と周産期医療の連携体制の確立が求められる。

〔4 南河内医療圏 救急医療体制の課題〕

- 南河内圏域においては、近年、二次救急告示病院の認定協力診療科が減少傾向にあり、また脳卒中、循環器疾患など疾患によっては救急搬送の病院選定に時間を要する状況にある。これら脳卒中や心筋梗塞など急性期処置の必要な救急医療については、圏域内医療機関が連携して受け入れる等の体制整備が必要となっている。

IV 目 標

- ▶ 堺市圏域において、市立堺病院を救命救急センター機能、および救急搬送について救急管制塔機能を果たす基幹病院として整備するとともに、小児初期急病センターを市立堺病院に隣接して整備する。また、民間二次医療機関の連携による重症救急患者の受け入れ体制を整備する。
これにより、圏域内において三次から二次、初期にわたる系統立った救急医療ネットワーク体制を構築し、圏域内での救急患者の搬送受け入れが可能となる体制を整備する。
- ▶ 小児医療について、小児初期急病センターを市立堺病院に隣接して整備することにより出務医師の負担軽減及び確保を図り、将来にわたり安定した持続的な体制となるよう強化を図るとともに、二次救急医療機関の協力を得て24時間対応可能な初期救急医療体制を整備する。
- ▶ 手術が必要な小児重症患者について、受け入れ体制を強化する。
- ▶ 周産期医療については、ハイリスク分娩、母体合併症について圏域の医療機能の強化充実を図る。

- ▶ 南河内圏域において、受け入れ困難な重症患者に対する救急受け入れ体制を整備し、二次救急医療体制を強化する。

〔1 堺市医療圏 救急医療体制の目標〕

- 市立堺病院に救命救急センターを整備し、三次救急と二次救急が一体となったシステムの構築を図る。

- 市立堺病院について、救急管制塔機能を持った基幹病院とするために、救急コーディネーターによる救急隊への搬送先に関する的確な指示、情報提供を行なう体制を整備し、圏域内各救急医療機関の救急搬送受け入れネットワークを構築する。

- 圏域内において三次から二次、初期にわたる系統だった救急医療ネットワークを構築するとともに、平成25年末には圏域内で発生する救急患者について、圏域内の医療機関への搬送率を84.5%から95%程度に高め、原則として圏域内での受入れが可能となる体制を構築する。
- 堺市医療圏において、平成25年末には、吐下血など重症化しやすく救急受入が困難となりがちな特定の疾患の救急搬送について、搬送先決定までの問合せを5回以上行った件数の割合を、全搬送人員における割合と同程度まで抑制する。

〔2 堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の目標〕

- 小児初期救急医療施設を後送病院に隣接して整備することにより、後送病院医師による急病診療のサポート体制を構築し、出務医師負担の軽減を図るとともに、医師会および関係機関と連携して医師を確保し、持続可能な診療体制の確保体制、住民への安定した医療提供体制を確立する。
併せて、二次救急医療機関の協力を得て24時間対応可能な小児初期救急医療体制を構築する。
- 府立母子保健総合医療センターについて、現在のPICU6床をPICU、HCU計20床に増床するとともに、手術室を7室から10室に増室整備するなど、施設・設備整備等により、手術が必要な重症小児患者の受入れ体制を充実する。

〔3 堺市医療圏 周産期医療体制の目標〕

- 周産期医療体制の充実と母体救急疾患等に対する適切な医療体制を構築するため、堺市医療圏における唯一の地域周産期母子医療センターであるベルランド総合病院および市立堺病院において、NICUを9床から18床の倍に増床し、MFICUを6床整備することにより、周産期医療機能を強化するとともに、産科合併症以外の母体合併症に対応するため、地域周産期母子医療センターであるベルランド総合病院と救命救急センター（市立堺病院）との間の連携体制を強化することにより、母体救命への対応能力を向上させる。

〔4 南河内医療圏 救急医療体制の目標〕

- 南河内医療圏において、平成25年度末には、重症者にかかる救急搬送、また、とりわけ重症化しやすく救急受入が困難となりがちな吐下血、脳卒中、心筋梗塞等の疾患に係る救急搬送について、搬送先決定までの平均照会回数を2.0回から1.5回程度まで抑制する。

V 具体的な施策

〔1 堺市医療圏 救急医療体制の整備・強化〕

(救命救急センターの整備)

○救命救急センター整備事業

堺市医療圏及びその周辺の救急医療の核機能を果たすため、市立堺病院に救命救急センターを整備する。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 2,341,701 千円

(うち基金負担 1,170,852 千円※ 事業者負担 1,170,852 千円)

※今後の運用益により発生する見込みの基金余剰額を財源として活用する。

なお、財源とすべき基金余剰額が不足し、上記の基金負担額に満たないこととなった場合は、事業者負担により事業を実施する。

(救急管制塔機能の整備)

○救急管制塔機能等整備事業

市立堺病院において、堺市医療圏全体の各救急医療機関の情報収集と更新、救急隊からの問合せに対する応答・指示を行なうとともに、搬送先病院での対応が困難となった場合等、市立堺病院での患者の受け入れに対応できる体制を整備する。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 44,386 千円(うち基金負担 44,386 千円)

○救急専門医等人材確保事業

市立堺病院において管制塔機能が発揮できるよう救急専門医等の確保を行い、病院の救急機能の充実を図るとともに、救急コーディネート(救急医が担当)を実践し、そのノウハウの蓄積を図る。

また、コーディネート機能が十分機能しているかの検証と管制塔機能を担う救急ワークステーションの創設に向けた救急救命士の研修等の体制の構築を図るため、堺市消防局との協力のもとで、これらの業務を担当する救急救命士等を確保する。

- ・平成 23 年度事業着手
- ・総事業費 516,000 千円(うち事業者負担 516,000 千円)

(二次救急医療体制連携の強化)

○二次救急医療連携強化事業

救急受け入れが困難となりがちな特定の疾患(吐下血・脳血管疾患等)について、

堺市二次医療圏内の救急告示病院間で当番制等について協議検討を行い、連携強化を図るため委員会を設置。特定の疾患について、受け入れの当番体制に参画する医療機関について、体制を維持継続するため財政的支援を行う。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 175,708 千円（うち基金負担 175,708 千円）

〔2 堺市医療圏 小児（小児救急を含む）医療体制の整備・強化〕

○小児急病診療センター整備事業

小児救急における初期救急と二次救急の役割分担及び小児初期救急体制の充実を図るため、小児急病診療センターを市立堺病院の敷地内に整備する。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 1,000,000 千円（うち基金負担 170,000 千円 事業者負担 830,000 千円）

○小児初期救急医療体制の確保支援事業

小児初期救急診療について、現在、堺市圏域で対応していない午前 5 時から午前 9 時までの時間帯を含め 24 時間対応可能な小児初期救急医療体制の構築のため、堺市において、二次医療機関への支援を行う。

また、堺市医療圏内の小児初期急病診療体制を維持・継続するため、医師会及び関係機関等が定期的に調整会議等を開催し、堺市医療圏内の急病診療体制の再編について協議検討する。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 422 千円（うち基金負担 422 千円）

○小児重症患者への対応強化事業

小児重症患者への対応を強化するため、府立母子保健総合医療センターにおける P I C U、手術室など施設・設備整備等を行なう。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 1,168,000 千円（うち基金負担 430,000 千円 事業者負担 738,000 千円）

〔3 堺市医療圏 周産期医療体制の整備・強化〕

○周産期医療機能強化事業

- ・地域周産期母子医療センターであるベルランド総合病院において M F I C U 6 床及び母体・新生児専用ドクターカーの整備を行う。
- ・堺市二次医療圏のハイリスク新生児の緊急医療体制を整備・拡充するため、ベルランド総合病院において N I C U を 3 床増床して 12 床に拡大する。また、市立堺病院においても、6 床程度の N I C U を稼働させる。

これにより、ハイリスク新生児の緊急医療について複数の医療機関で対応できる体制を構築する。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 1,109,283 千円（うち基金負担 320,000 千円 事業者負担 789,283 千円）

〔4 南河内医療圏 救急医療体制の整備・強化〕

○二次救急医療連携強化事業

救急受け入れが困難となりがちな特定の疾患（脳卒中・循環器疾患等）について、南河内二次医療圏内の救急告示病院間で輪番当番制等について協議検討を行い、連携強化を図るため委員会を設置。特定の疾患について、受け入れの輪番当番体制に参画する医療機関について、体制を維持継続するため財政的支援を行う。

- ・平成 22 年度事業着手
- ・総事業費 1,239,387 千円
（うち基金負担 199,829 千円 事業者負担 1,039,558 千円）

VI 地域医療再生計画終了後に実施する事業

地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金が無くなった後においても、5に掲げる目標を達成した状態を将来にわたっても安定的に維持するために必要があると見込まれる事業については、平成 26 年度以降も、引き続き実施していくこととする。

（再生計画が終了する平成 26 年度以降も継続して実施する必要があると見込まれる事業）

（堺市医療圏）

堺市において以下の事業を引き続き行う

○救急管制塔機能等整備事業

- ・単年度事業予定額 2,580 千円

○二次救急医療体制連携強化事業

- ・単年度事業予定額 61,195 千円

○小児科初期救急医療体制の確保支援事業

- ・単年度事業予定額 13,015 千円